名　称　ふくしま未来洋上風力発電施設ＡＩＳ信号所
位　置
所　在　地　小良ケ浜灯台（福島県富岡町）の東南東方約二一キロメートル（ふくしま未来洋上風力発電施設灯）
北　緯　三七－一八－三八
東　経　一四一－一五－四七
海上移動業務識別及びそれに係るＡＩＳ信号に含まれる位置、電波の型式、周波数及び空中線電力　四三一〇〇四七四四
北緯三七－一八－三八　東経一四一－一五－四七（ふくしま未来洋上風力発電施設灯）
電波の発射時間　常時
有効利用区域　半径約一六海里の円内の海面
業務開始年月日　平成二十五年九月十九日
記　事　資源エネルギー庁管理

名　称　ふくしま絆洋上サブステーション施設ＡＩＳ信号所
位　置
所　在　地　小良ケ浜灯台（福島県富岡町）の東南東方約一九キロメートル（ふくしま絆洋上サブステーション施設灯）
北　緯　三七－一八－三九
東　経　一四一－一四－二四
海上移動業務識別及びそれに係るＡＩＳ信号に含まれる位置、電波の型式、周波数及び空中線電力　四三一〇〇四七四五
北緯三七－一八－三九　東経一四一－一四－二四（ふくしま絆洋上サブステーション施設灯）
電波の発射時間　常時
有効利用区域　半径約一七海里の円内の海面
業務開始年月日　平成二十五年九月十九日
記　事　資源エネルギー庁管理

○九州地方整備局告示第百七十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年十月九日

九州地方整備局長　岩崎　泰彦

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二百九号
(三)　道路の区域

区　間　変更前　敷地の幅員　延長
後別　九・五三～一九・八四メートル　一一・八五～二四・四三キロメートル
前　後　〇〇・九三一

みやま市瀬高町河内字菱ノ木二六三六番四から同市瀬高町太神字草葉一三四九番一〇まで

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

○九州地方整備局告示第百七十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年十月九日

九州地方整備局長　岩崎　泰彦

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二百二十号
(三)　道路の区域

区　間　変更前　敷地の幅員　延長
後別　一〇・五九～一八・二九メートル　一二・四〇～一八・二九キロメートル　〇〇・六二四

垂水市牛根麓字小中野一六三六番一から同市牛根麓字磯脇二一六六番一まで

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局大隅河川国道事務所

○京都府公安委員会告示第百八十号

次の指定暴力団につき、公示事項の一部に変更があったので、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十五年十月九日

京都府公安委員会委員長　瀧　静子

指定暴力団
平成二十五年七月二十四日京都府公安委員会告示第百二十七号に係る指定番号六一一三一一の指定暴力団（六代目会津小鉄会）
変更前
代表する者の住所　京都府京都市右京区嵯峨新宮町五十二番地の一
変更後
代表する者の住所　京都府京都市南区東九条松田町百四十三番地十七

人事異動

内閣

（外務省在アメリカ合衆国日本国大使館参事官）外務事務官　遠藤　和也
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する
内閣官房国家安全保障会議設置準備室参事官を免ずる　平川　幸子
願に依り内閣官房新型インフルエンザ等対策室参事官を免ずる
（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　荒木潤一郎
内閣府に出向させる
内閣官房領土・主権対策企画調整室参事官を免ずる（以上九月三十日）
内閣官房健康・医療戦略室健康・医療戦略参与に任命する　黒川　清
（内閣府北方対策本部参事官）
内閣府事務官　吉住　啓作
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に転任させる
（復興庁統括官付参事官）復興事務官　吉井　浩
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する
（内閣府北方対策本部参事官）
内閣府事務官　山谷　英之
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する
内閣官房領土・主権対策企画調整室参事官を命ずる
（外務省大臣官房）外務事務官　船越　健裕
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する
内閣官房国家安全保障会議設置準備室参事官を命ずる
（復興庁統括官付参事官）復興事務官　安東　義雄
（内閣府北方対策本部参事官）
内閣府事務官　吉住　啓作
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する（各通）（以上十月一日）
（内閣官房内閣審議官）内閣官房副長官補付）内閣事務官　齋藤　哲夫
内閣官房消費税価格転嫁等対策推進室長を命ずる
内閣官房消費税価格転嫁等対策準備室長を免ずる